

令和元年第 1 0 回

美里町農業委員会定例総会議事録

第10回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和元年10月25日(金)午前9時30分から午前10時20分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
 1. 農家相談日について
 2. 使用貸借権の合意解約について
 3. 利用権設定の合意解約による通知について
 4. 非農地証明願について
- 6 議事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
 - 第5号議案 特定農地貸付規程の一部変更について
 - 第6号議案 農地利用集積円滑化事業規程の一部変更について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 令和元年10月事業報告について
 2. 令和元年11月事業予定について
 3. その他
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 菊地 和則
 - 主 事 佐藤 汰一

9 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和元年第10回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより令和元年第10回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>本日の出席委員は16名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。7番大友重善委員、8番佐々木幸一郎委員のお二人にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項1番に入ります。</p> <p>農家相談日について、10月21日に農家相談を行っておりますので、担当の委員より報告をお願いいたします。</p>
小野保裕委員	<p>農家相談日につきましては、10月21日(月)に会長室におきまして、邊見職務代理者、後藤幸太郎委員、そして私、小野の3名で担当いたしました。相談件数は4件でした。</p> <p>1件目は 地区 の さんという方で、親が亡くなったということで農地の相続についての相談がありました。現在、農地については利用権設定しているということですので、その方の来年の耕作もあるので、相続者の方で話し合っていて続けて頼むよう勧めました。相続が済んだ後の手続につ</p>

いては、再度相談するようにということでお話ししました。

2件目は、市 の さんという方で、 地区に 800平方メートルほどの田があり、現状は埋め立てて保全管理状態の土地があるということですが、草刈等の管理も大変なので、ということで相談にみえられました。現在、草刈管理などをしている義理の弟さんがしており、その方に譲りたいのですが、農家でないので要件に引っかかるため、どうしたらよしかということの相談でした。なかなかよい解決方法は見つかりませんので当分の間は現状維持で、ということの助言をしました。

3件目は、 地区の さんという方で、 地区 の圃場が今度圃場整備にかかるということで、土地改良区の絡みがいろいろあったそうですが、今後についてどうしたらよいかということで相談に見えられました。現状は耕作放棄地状態であるということだったので、不換地等の方法もあるので、土地改良区と相談してみてもどうかということでお伝えしました。

4件目は 地区 の さんという方で、 の水田が数十年間畑状態なので、水利費を払い続けるのもどうかと思って、畑にできないかという相談でした。これについては、土地改良区の決算金の関係もあるので、土地改良区と相談することをお勧めいたしました。

以上でございます。

議長

ご苦労様でした。

続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約について、3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告願います。

事務局

(報告事項2と報告事項3について、議案書に記載のとおり一括して説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告事項2番、使用貸借権の合意解約について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知について、一括で報告いただきましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項4番、非農地証明願について、事務局より報告願います。

また、10月11日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会より、調査結果についての報告をお願いいたします。

大崎幸信委員

それでは報告します。

農地調査委員会は、今月も我妻卓美委員と委員長である私、大崎の2名が担当し、伊藤恵子会長、遠見会長職務代理者、事務局から菊地局長、佐藤主事の計6名により、10月11日に現地を調査いたしました。

番号15について、現地は 地区の に位置しており、現在は住宅敷地の一部となっており、非農地となって20年以上経過していることから、現地調査終了後速やかに証明書を発行するよう指示しました。

番号16について、現地は 地区の に位置しており、現在は宅地となっており、非農地となって20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

以上、報告を終わります。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題と

いたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第2号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、5議案全て賛成ですので、原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、議案番号72番と73番の2議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案、72番と73番の2議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案は原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進達をいたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、10月11日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

大崎幸信委員

それでは報告します。

番号12について、現地は 地区の に位置しており、転用目的は集合住宅建築です。農地区分については営農地に囲まれて、農地のため第1種農地と判断されます。

番号13につきまして、現地は 地区の に位置しており、転用目的は駐車場の設置です。農地区分については500メートル以内に2つの教育施設があることから、第3種農地と判断しました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案、特定農地貸付規程の一部変更についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第5号議案について、詳細の説明をいたします。

資料につきましては、既に皆さんにお配りしています第5号議案、特定農地貸付規程の一部変更についての別紙でございます。これにつきましては今年の7月1日に県北の5つの農協が新みやぎ農業協同組合として発足しましたが、その中の一つであるみどりの農業協同組合の規程が、新みやぎ農業協同組合が発足したことにより、変更になった部分の承認申請でございます。

以上、簡単ではございますが、説明のほうを終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案について、特定農地貸付規程の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第5号議案、特定農地貸付規程の一部変更について、全員賛成ですので、原案のとおり異議なしと認め、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第6号議案、農地利用集積円滑化事業規程の一部変更についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局長

第6号議案について、詳細の説明をいたします。

資料につきましては、皆様にお配りしています第6号議案、農地利用集積円滑化事業規程の一部変更についての別紙でございます。これにつきましても、第5号議案と同様、みどりの農業協同組合から新みやぎ農業協同組合に変わったことにより、この規程が何箇所か変更になります。詳細につきまし

ては資料をお目通しいただいているかと思しますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

異議なしと認め、採決をいたします。

第6号議案について、農地利用集積円滑化事業規程の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第6号議案、農地利用集積円滑化事業規程の一部変更について、全員賛成ですので、原案のとおり異議なしと認め、町長に報告をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第10回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和元年 月 日

会 長

署名委員 7番

署名委員 8番